

インタフェース仕様書解説書保険者編新旧対照表

(内容現在 平成27年4月1日)

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
1	表紙	平成 25年 4月	同	平成 27年 4月
2	1	(2) 「英数」属性の項目に半角の空白が設定されている場合は～省略～	同	(2) 国保連合会に提出されていない情報(※1)について、「英数」属性の項目に半角の空白が設定されている場合は～省略～
3	1	(3) 「数字」属性の項目に半角の“0”が設定されている場合は～省略～	同	(3) 国保連合会に提出されていない情報(※1)について、「数字」属性の項目に半角の“0”が設定されている場合は～省略～
4	—		1	※1を追加
5	1	(4) 既に国保連合会に提出している情報について～省略～	1-1	(4) 既に国保連合会に提出している情報(※2)について～省略～
6	—		1-1	※2を追加
7	1-1	項番3 〈情報名〉 介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報	1-2	項番3 〈情報名〉 介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)サービスコード異動連絡票情報
8	1-2		同	項番4に以下の内容を追加 〈情報名〉 介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報
9	1-2	(6) 項番3 〈入力情報名〉 介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報 〈出力情報名〉 介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード更新結果情報	1-3	(6) 項番3 〈入力情報名〉 介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)サービスコード異動連絡票情報 〈出力情報名〉 介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)サービスコード更新結果情報

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
10	1-2		1-3	(6) 項番4に以下の内容を追加 <入力情報名> 介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報
11	1-2	(7) 項番3 <情報名> 介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード情報	1-3	(7) 項番3 <情報名> 介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)サービスコード情報
12	1-3		同	(7) 項番4に以下の内容を追加 <情報名> 介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード情報
13	2		同	以下の内容を追加 異動区分コード1: 異動事由01:、04:、99: <要介護状態区分コード> 事業対象者 <設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間> 1ヶ月未満~無期限(※3)
14	2	異動区分コード1: 異動事由01: <要介護状態区分コード> 要支援 経過的要介護 要介護 <設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間> 平成24年3月以前は3ヶ月~6ヶ月(+1ヶ月※) 平成24年4月以降は3ヶ月~12ヶ月(+1ヶ月※)	同	異動区分コード1: 異動事由01: <要介護状態区分コード> 要支援 経過的要介護 要介護 <設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間> 平成24年3月以前は3ヶ月~6ヶ月(+1ヶ月※1) 平成24年4月以降は3ヶ月~12ヶ月(+1ヶ月※1)

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
15	2	異動区分コード1： 異動事由04： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間〉 1ヶ月未満～12ヶ月（+1ヶ月※）	同	異動区分コード1： 異動事由04： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は1ヶ月未 満～12ヶ月（+1ヶ月※1） 平成27年4月以降は1ヶ月未 満～24ヶ月（+1ヶ月※1）
16	2	異動区分コード1： 異動事由04： 〈要介護状態区分コード〉 要介護 〈設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間〉 平成16年3月以前は1ヶ月未 満～12ヶ月（+1ヶ月※） 平成16年4月以降は1ヶ月未 満～24ヶ月（+1ヶ月※）	同	異動区分コード1： 異動事由04： 〈要介護状態区分コード〉 要介護 〈設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間〉 平成16年3月以前は1ヶ月未 満～12ヶ月（+1ヶ月※1） 平成16年4月以降は1ヶ月未 満～24ヶ月（+1ヶ月※1）
17	2	異動区分コード1： 異動事由99： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間〉 1ヶ月未満～12ヶ月（+1ヶ月※）	同	異動区分コード1： 異動事由99： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は1ヶ月未 満～12ヶ月（+1ヶ月※1） 平成27年4月以降は1ヶ月未 満～24ヶ月（+1ヶ月※1）
18	2	異動区分コード1： 異動事由99： 〈要介護状態区分コード〉 要介護 〈設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間〉 平成16年3月以前は1ヶ月未 満～12ヶ月（+1ヶ月※） 平成16年4月以降は1ヶ月未 満～24ヶ月（+1ヶ月※）	同	異動区分コード1： 異動事由99： 〈要介護状態区分コード〉 要介護 〈設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間〉 平成16年3月以前は1ヶ月未 満～12ヶ月（+1ヶ月※1） 平成16年4月以降は1ヶ月未 満～24ヶ月（+1ヶ月※1）

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
19	2		2-1	以下の内容を追加 異動区分コード2： 異動事由03：、99： 〈要介護状態区分コード〉 事業対象者 〈設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間〉 1ヶ月未満～無期限（※3）
20	2	異動区分コード2： 異動事由03： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間〉 3ヶ月～12ヶ月（+1ヶ月※）	2-1	異動区分コード2： 異動事由03： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成27年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月（+1ヶ月※1、※2）
21	2	異動区分コード2： 異動事由03： 〈要介護状態区分コード〉 要介護 〈設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間〉 平成16年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月（+1ヶ月※） 平成16年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月（+1ヶ月※）	2-1	異動区分コード2： 異動事由03： 〈要介護状態区分コード〉 要介護 〈設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間〉 平成16年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月（+1ヶ月※1） 平成16年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月（+1ヶ月※1）
22	2	異動区分コード2： 異動事由99： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間〉 3ヶ月～12ヶ月（+1ヶ月※）	2-1	異動区分コード2： 異動事由99： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成27年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月（+1ヶ月※1、※2）

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
23	2	異動区分コード2 : 異動事由99 : 〈要介護状態区分コード〉 要介護 〈設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間〉 平成16年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月(+1ヶ月※) 平成16年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月(+1ヶ月※)	2-1	異動区分コード2 : 異動事由99 : 〈要介護状態区分コード〉 要介護 〈設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間〉 平成16年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月(+1ヶ月※1、※2) 平成16年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月(+1ヶ月※1、※2)
24	2-1		同	以下の内容を追加 異動区分コード3 : 異動事由02 :、99 : 〈要介護状態区分コード〉 事業対象者 〈設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間〉 1ヶ月未満～無期限(※3)
25	2-1	異動区分コード3 : 異動事由02 : 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間〉 3ヶ月～12ヶ月(+1ヶ月※)	同	異動区分コード3 : 異動事由02 : 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月(+1ヶ月※1、※2) 平成27年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月(+1ヶ月※1、※2)
26	2-1	異動区分コード3 : 異動事由02 : 〈要介護状態区分コード〉 要介護 〈設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間〉 平成16年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月(+1ヶ月※) 平成16年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月(+1ヶ月※)	同	異動区分コード3 : 異動事由02 : 〈要介護状態区分コード〉 要介護 〈設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間〉 平成16年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月(+1ヶ月※1、※2) 平成16年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月(+1ヶ月※1、※2)

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
27	2-1	異動区分コード3： 異動事由99： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間〉 3ヶ月～12ヶ月（+1ヶ月※）	同	異動区分コード3： 異動事由99： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成27年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月（+1ヶ月※1、※2）
28	2-1	異動区分コード3： 異動事由99： 〈要介護状態区分コード〉 要介護 〈設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間〉 平成16年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月（+1ヶ月※） 平成16年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月（+1ヶ月※）	同	異動区分コード3： 異動事由99： 〈要介護状態区分コード〉 要介護 〈設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間〉 平成16年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成16年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月（+1ヶ月※1、※2）
29	2-1	※（+1ヶ月）は月途中適用 開始である場合	同	※1（+1ヶ月）は月途中適 用開始である場合
30	—		2-1	※2、※3を追加
31	3	（11） 項番38「減免申請 中区分コード」は利用者・旧措 置入所者利用者負担（項番39 ～省略～	同	（11） 項番38「減免申請 中区分コード」は利用者負担減 免・旧措置入所者（項番38～ 省略～
32	6	⑤【新規申請】 みなしの非該当認定としてを当 該月から有効な限度額管理期間 を設定する（なお、非該当認定 については認定ではないため認 定期間は存在しないが、便宜的 に認定期間・限度額管理期間の 設定が必要）。	同	⑤【新規申請】 みなしの非該当認定としてを当 該月から有効な限度額管理期間 を設定する。（なお、非該当認定 については認定ではないため認 定期間は存在しないが、便宜的 に認定期間・限度額管理期間の 設定が必要）
33	7	⑩[項番40]利用者負担・旧措 置者利用者負担適用開始年月日	同	⑩[項番41]利用者負担減免・ 旧措置者入所者適用開始年月日
34	7		同	⑮、⑯を追加

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
35	7	※同一月内で～省略～及び複合型サービス事業所の利用開始にあたって、利用開始月に小規模多機能型事業所及び複合型サービス事業所～省略～	7-1	※同一月内で～省略～及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）事業所の利用開始にあたって、利用開始月に小規模多機能型事業所及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）事業所～省略～
36	8	【受給者台帳イメージ】吹き出し データベース上、「異動年月日」で管理し、審査支払においても、「異動年月日」をキーとして参照する。	同	【受給者台帳イメージ】吹き出し データベース上、「異動年月日」で管理し、審査支払においても、「異動年月日」をキーとして参照する
37	9	【受給者異動情報の作成イメージ2】吹き出し 異動年月日としては、9月内（9/1～9/30）であれば、受給者情報の登録においては問題ない。	同	【受給者異動情報の作成イメージ2】吹き出し 異動年月日としては、9月内（9/1～9/30）であれば、受給者情報の登録においては問題ない
38	9	【受給者異動情報の作成イメージ】吹き出し 実際の異動情報の発生順を意識して異動年月日を設定する。	同	【受給者異動情報の作成イメージ】吹き出し 実際の異動情報の発生順を意識して異動年月日を設定する
39	10	【受給者異動情報の作成イメージ2】吹き出し ・異動年月日の若い方を設定する。 ・異動情報をまとめる場合、「居宅介護支援事業所番号」等有効期間を持たないものについては注意が必要である。	同	【受給者異動情報の作成イメージ2】吹き出し ・異動年月日の若い方を設定する ・異動情報をまとめる場合、「居宅介護支援事業所番号」等有効期間を持たないものについては注意が必要である
40	11	⑤ ～省略～（但し、「認定有効期間（終了年月日）」「上限管理適用期間終了年月日」を除く。）	同	⑤ ～省略～（但し、「認定有効期間（終了年月日）」「上限管理適用期間終了年月日」を除く。なお、要介護状態区分コードが「06：事業対象者」の場合は含まない。）
41	12	【受給者台帳イメージ】吹き出し ※論理的な不整合データが蓄積される。	同	【受給者台帳イメージ】吹き出し ※論理的な不整合データが蓄積される

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
42	13	① 訂正連絡票の作成例 訂正連絡票は連合会の台帳を直接訂正する。(そのため紙のみとなっている。)～省略～(台帳は異動情報の積み上げのため、どの異動情報を修正するか のキー(異動年月日)が必要となる。)	同	① 訂正連絡票の作成例 訂正連絡票は連合会の台帳を直接訂正する。～省略～(台帳は異動情報の積み上げのため、どの異動情報を修正するか のキー(異動年月日)が必要となる)
43	14	② ※～省略～(6月の審査・支払処理時点で「要介護状態区分」等が未確定の為)。	同	② ※～省略～(6月の審査・支払処理時点で「要介護状態区分」等が未確定の為)
44	15-1	「⑥-1 ～省略～又は、複合型サービス事業所を設定する際に、～省略～及び、複合型サービス事業所いずれの事業所からの給付管理票も返戻として取り扱われる。)」 「「1」:利用無し (介護予防)小規模多機能型居宅介護、又は、複合型サービスの～省略～」	同	「⑥-1 ～省略～又は、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)事業所を設定する際に、～省略～及び、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)事業所いずれの事業所からの給付管理票も返戻として取り扱われる)」 「「1」:利用無し (介護予防)小規模多機能型居宅介護、又は、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)の～省略～」
45	15-1 15-2	「2」:利用有り (介護予防)小規模多機能型居宅介護、又は、複合型サービスの～省略～」	15-2	「2」:利用有り (介護予防)小規模多機能型居宅介護、又は、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)の～省略～」
46	15-2 15-3	(21) 介護予防・日常生活支援総合事業サービス費の～省略～	15-3	(21) 介護予防・日常生活支援総合事業サービス費(経過措置)の～省略～
47	15-2 15-3	(21) 平成24年度より介護予防・日常生活支援総合事業サービスが開始されることに伴い、国保連合会にて介護予防・日常生活支援総合事業サービス費の請求書情報～省略～	15-3	(21) 平成24年度より介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)サービスが開始されることに伴い、国保連合会にて介護予防・日常生活支援総合事業サービス費(経過措置)の請求書情報～省略～
48	—		15-3	「(22) 介護予防・日常生活支援総合事業サービス費の請求書情報受付のための国保連合会への情報送付について」を追加

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
49	17	(6) 項番114「介護予防・日常生活支援総合事業費区分支給限度基準額二次予防」～項番116「介護予防・日常生活支援総合事業費区分支給限度基準額要支援2」～省略～	同	(6) 項番114「介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）区分支給限度基準額二次予防」～項番116「介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）区分支給限度基準額要支援2」～省略～
50	17	(7) 項番117「介護予防・日常生活支援総合事業費種類支給限度基準額訪問型予防サービス二次予防」～項番160「介護予防・日常生活支援総合事業費種類支給限度～省略～	同	(7) 項番117「介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）種類支給限度基準額訪問型予防サービス二次予防」～項番160「介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）種類支給限度～省略～
51	20-1	1. 1. 8 介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報	同	1. 1. 8 介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）サービスコード異動連絡票情報
52	20-1	(1) ～省略～新たに介護予防・日常生活支援総合事業サービスを～省略～介護予防・日常生活支援総合事業サービスコードを実施～省略～必ず介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報を～省略～介護予防・日常生活支援総合事業サービスの実施を取り止める～省略～	同	(1) ～省略～新たに介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）サービスを～省略～介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）サービスコードを実施～省略～必ず介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）サービスコード異動連絡票情報を～省略～介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）サービスの実施を取り止める～省略～
53	—		20-1 20-2	「1. 1. 9 介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」を追加
54	22		同	連番2に以下の内容を追加 ＜01項目関連検査＞ *19
55	23		同	連番33に以下の内容を追加 ＜03日付比較検査＞ 34
56	23	連番39 ＜項目名＞ 利用者・旧措置入所者利用者負担利用者負担区分コード	同	連番39 ＜項目名＞ 利用者負担減免・旧措置入所者利用者負担区分コード

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
57	2 3	連番 4 0 〈項目名〉 利用者・旧措置入所者利用者負担給付率	同	連番 4 0 〈項目名〉 利用者負担減免・旧措置入所者給付率 以下の内容を追加 〈0 8 範囲検査〉 * 20
58	2 3	連番 4 1 〈項目名〉 利用者・旧措置入所者利用者負担適用開始年月日	同	連番 4 1 〈項目名〉 利用者負担減免・旧措置入所者適用開始年月日
59	2 3	連番 4 2 〈項目名〉 利用者・旧措置入所者利用者負担適用終了年月日	同	連番 4 2 〈項目名〉 利用者負担減免・旧措置入所者適用終了年月日
60	2 3 - 1		同	連番 5 9 に以下の内容を追加 〈0 3 日付比較検査〉 34
61	2 3 - 1		同	連番 7 0 ~ 連番 7 8 に以下の内容を追加 〈項目名〉 住所地特例対象者区分コード ~ 〈項目名〉 二割負担適用終了年月日
62	2 4		同	* 1 8 ~ * 2 1 を追加
63	2 6	⑩: 「利用者・旧措置入所者利用者負担・適用終了年月日」の~省略~ 「利用者・旧措置入所者利用者負担適用開始年月日」が設定~省略~ 「利用者・旧措置入所者利用者負担・適用終了年月日」が設定~省略~	同	⑩: 「利用者負担減免・旧措置入所者・適用終了年月日」の~省略~ 「利用者負担減免・旧措置入所者・適用開始年月日」が設定~省略~ 「利用者負担減免・旧措置入所者・適用終了年月日」が設定~省略~
64	2 6	⑨: 「利用者・旧措置入所者利用者負担・適用開始年月日」、「利用者・旧措置入所者利用者負担・適用終了年月日」の日付が以下の関係にあること 「利用者・旧措置入所者利用者負担・適用開始年月日」 < 「利用者・旧措置入所者利用者負担・適用終了年月日」	同	⑨: 「利用者負担減免・旧措置入所者・適用開始年月日」、「利用者負担減免・旧措置入所者・適用終了年月日」の日付が以下の関係にあること 「利用者負担減免・旧措置入所者・適用開始年月日」 < 「利用者負担減免・旧措置入所者・適用終了年月日」
65	2 6 - 1		2 6 - 1 2 6 - 2	30: ~ 34-3: を追加

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
66	27		同	連番15～連番17に以下の内容を追加 <項目名> 介護予防訪問介護・介護予防通所介護終了年月 ～ <項目名> 介護予防・日常生活支援総合事業みなしサービス終了年月
67	28		同	*4、*5を追加
68	28		同	③、④を追加
69	33-2 ～ 33-6	連番114～連番160 <項目名> 介護予防・日常生活支援総合事業費～省略～	同	連番114～連番160 <項目名> 介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）～省略～
70	36-1	⑱、⑲、⑳ 総合事業費～省略～	同	⑱、⑲、⑳ 総合事業費（経過措置）～省略～
71	38-2	(1) *2:～省略～ ・介護給付費単位数表に存在するコードであること	同	(1) *2:～省略～ ・介護給付費単位数表に存在するコードであること。
72	38-3	1. 2. 7 介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報	同	1. 2. 7 介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）サービスコード異動連絡票情報
73	38-4	*2 「・総合事業給付費単位数表に存在するコードであること。」 「・介護予防・日常生活支援総合事業サービスであること。」	同	*2 「・総合事業（経過措置）給付費単位数表に存在するコードであること。」 「・介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）サービスであること。」
74	—		38-5 ～ 38-7	「1. 2. 8 介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」を追加
75	—		38-8 38-9	「総合事業サービスコード異動一括点検必須項目検査」を追加

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
76	39	(1) ～省略～介護予防・日常生活支援総合事業費（審査支払手数料） 払込請求書情報について～省略～	同	(1) ～省略～介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）（審査支払手数料） 払込請求書情報、介護予防・日常生活支援総合事業費（審査支払手数料） 払込請求書情報について～省略～
77	39	項番1 〈情報名〉 国保連合会保有給付実績情報 （介護予防・日常生活支援総合事業分含む）	同	項番1 〈情報名〉 国保連合会保有給付実績情報 （介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）分含む）
78	39	項番3 〈情報名〉 介護給付費資格照合表情報、介護予防・日常生活支援総合事業費資格照合表情報	同	項番3 〈情報名〉 介護給付費資格照合表情報、介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）資格照合表情報、 介護予防・日常生活支援総合事業費資格照合表情報
79	39	項番4 〈情報名〉 介護給付費等請求額通知書情報、介護予防・日常生活支援総合事業費請求額通知書情報	同	項番4 〈情報名〉 介護給付費等請求額通知書情報、介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）請求額通知書情報、 介護予防・日常生活支援総合事業費等請求額通知書情報
80	39	項番5 〈情報名〉 介護給付費等審査決定請求明細表情報、介護予防・日常生活支援総合事業費審査決定請求明細表情報	同	項番5 〈情報名〉 介護給付費等審査決定請求明細表情報、介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）審査決定請求明細表情報、 介護予防・日常生活支援総合事業費審査決定請求明細表情報
81	39	項番6 〈情報名〉 介護給付費過誤決定通知書情報（保険者分）、介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書情報（保険者分）	同	項番6 〈情報名〉 介護給付費過誤決定通知書情報（保険者分）、介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置） 過誤決定通知書情報（保険者分）、介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書情報（保険者分）

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
82	39	項番7 〈情報名〉 介護給付費再審査決定通知書情報（保険者分）	同	項番7 〈情報名〉 介護給付費再審査決定通知書情報（保険者分）、介護予防・日常生活支援総合事業費再審査決定通知書情報（保険者分）
83	39	項番8 〈情報名〉 請求明細・給付管理票返戻（保留）一覧表情報	同	項番8 〈情報名〉 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表情報、介護予防・日常生活支援総合事業請求明細書返戻（保留）一覧表情報
84	40	(2)、(3)	同	(1)、(2)に変更
85	41	〈対象年月が平成18年4月以降〉 居宅サービス・介護予防サービス給付管理票	同	〈対象年月が平成18年4月以降〉 居宅サービス・介護予防サービス・総合事業給付管理票
86	41	15 居宅・介護予防支給限度額	同	15 居宅・介護予防・総合事業支給限度額
87	41	18 指定／基準該当／地域密着型サービス識別コード	同	18 指定／基準該当／地域密着型サービス／総合事業識別コード
88	42	・給付管理票 ～省略～対象年月が平成14年1月以降は、給付管理票種別区分コードが“居宅サービス”のみを使用することになるため、給付管理票種別区分コードによって改ページされることはなくなる。	同	・給付管理票 ～省略～対象年月が平成14年1月以降は、給付管理票種別区分コードが“居宅サービス”のみを使用することになるため、給付管理票種別区分コードによって改ページされることはなくなる。
89	42		同	「⑩ 給付実績に対しどちらを先に処理すべきか判断がつかないため、過誤処理と同月の受付年月に給付管理票修正処理は行えない。」を追加
90	43	(1) 介護給付費過誤申立書情報、介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立書情報	同	(1) 介護給付費過誤申立書情報、介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）過誤申立書情報、介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立書情報

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
91	4 3	① ～省略～（※介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立書情報についても～省略～）	同	① ～省略～（※介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）過誤申立書情報、介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立書情報についても～省略～）
92	4 3	様式番号 1 0 様式第二 〈様式名称〉 ～省略～小規模多機能型居宅介護・複合型サービス	同	様式番号 1 0 様式第二 〈様式名称〉 ～省略～小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外）・地域密着型通所介護・小規模多機能型居宅介護（短期利用）・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用）
93	4 3		同	「様式番号 1 0 様式第二の三」 「様式番号 2 0 様式第七の三」 を追加
94	4 4	申立理由番号 4 2 〈申立理由〉 適正化による保険者申立の過誤 取下げ	同	申立理由番号 4 2 〈申立理由〉 適正化（その他）による保険者 申立の過誤取下げ
95	4 4		同	申立理由番号 4 3～申立理由番 号 4 7 に以下の内容を追加 〈申立理由〉 適正化（ケアプラン点検）によ る保険者申立の過誤取下げ ～ 〈申立理由〉 適正化（給付実績を活用した情 報提供）による保険者申立の過 誤取下げ
96	4 4	申立理由番号 4 9 〈申立理由〉 適正化による保険者申立の過誤 取下げ（同月）	同	申立理由番号 4 9 〈申立理由〉 適正化（その他）による保険者 申立の過誤取下げ（同月）

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
97	4 4		同	<p>申立理由番号 4 A～申立理由番号 4 Eに以下の内容を追加 <申立理由> 適正化（ケアプラン点検）による保険者申立の過誤取下げ（同月） ～ <申立理由> 適正化（給付実績を活用した情報提供）による保険者申立の過誤取下げ（同月）</p>
98	4 4	<p>申立理由番号 5 2 <申立理由> 適正化による公費負担者申立の過誤取下げ</p>	同	<p>申立理由番号 5 2 <申立理由> 適正化（その他）による公費負担者申立の過誤取下げ</p>
99	4 4		同	<p>申立理由番号 5 3～申立理由番号 5 7に以下の内容を追加 <申立理由> 適正化（ケアプラン点検）による公費負担者申立の過誤取下げ ～ <申立理由> 適正化（給付実績を活用した情報提供）による公費負担者申立の過誤取下げ</p>
100	4 4	<p>申立理由番号 5 9 <申立理由> 適正化による公費負担者申立の過誤取下げ（同月）</p>	同	<p>申立理由番号 5 9 <申立理由> 適正化（その他）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月）</p>
101	4 4		同	<p>申立理由番号 5 A～申立理由番号 5 Eに以下の内容を追加 <申立理由> 適正化（ケアプラン点検）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月） ～ <申立理由> 適正化（給付実績を活用した情報提供）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月）</p>
102	—		4 4 - 1	<p>「適正化」にかかる申立理由の選択は以下のとおりとする。」を追加</p>

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
103	4 4	② ～省略～（※介護予防・日常生活支援総合事業費については現物給付分の給付実績のみ）	4 4 - 1	② ～省略～（※介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）については現物給付分の給付実績のみ）
104	4 4	③ ～省略～（※介護予防・日常生活支援総合事業費については取下げ、その他取下げのみ）	4 4 - 1	③ ～省略～（※介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）については取下げ、その他取下げのみ）
105	—		4 4 - 1	「⑦ 給付実績に対しどちらを先に処理すべきか判断がつかないため、給付管理票修正処理と同月の受付年月に過誤処理は行えない。」を追加
106	4 5	申立理由番号06 〈申立理由〉 適正化による場合	4 5 - 1	申立理由番号06 〈申立理由〉 適正化（その他）による場合
107	4 5		4 5 - 1	申立理由番号07～申立理由番号11に以下の内容を追加 〈申立理由〉 適正化（ケアプラン点検）による場合 ～ 〈申立理由〉 適正化（給付実績を活用した情報提供）による場合
108	—		4 5 - 1	「「適正化」にかかる申立理由の選択は以下のとおりとする。」を追加
109	4 6	（3） 介護給付費過誤決定通知書・介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書	4 7	（3） 介護給付費過誤決定通知書、介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）過誤決定通知書、介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書
110	4 7	③ 介護給付費過誤決定通知書・介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書情報の保険者向け帳票は～省略～	同	③ 介護給付費過誤決定通知書情報、介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）過誤決定通知書情報、介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書情報の保険者向け帳票は～省略～

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
111	47	⑤ 介護給付費過誤決定通知書 (集計レコード)・介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書情報(集計レコード)～省略～	同	⑤ 介護給付費過誤決定通知書 (集計レコード)、介護予防・日常生活支援総合事業費(経過措置)過誤決定通知書情報(集計レコード)、介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書情報(集計レコード)～省略～
112	47	(4) 介護給付費再審査決定通知書	48	(4) 介護給付費再審査決定通知書、介護予防・日常生活支援総合事業費再審査決定通知書
113	48	③～省略～保険者単位でまとめて1つのファイルに作成する	同	③～省略～保険者単位でまとめて1つのファイルに作成する。
114	49	申立理由番号06 <内容> 適正化による場合	同	申立理由番号06 <内容> 適正化(その他)による場合
115	49		同	申立理由番号07～申立理由番号11に以下の内容を追加 <申立事由下段> 適正化 <内容> 適正化(ケアプラン点検)による場合 ～ <申立事由下段> 適正化 <内容> 適正化(給付実績を活用した情報提供)による場合
116	52	(2)～省略～(上記(1)の場合は償還連絡票情報を分ける。)	同	(2)～省略～(上記(1)の場合は償還連絡票情報を分ける)
117	52	(6)～省略～(エラー扱いとなる。)	同	(6)～省略～(エラー扱いとなる)
118	52-1	(8)～省略～(出力情報は各情報を出力する処理の業務委託の有無による。)	同	(8)～省略～(出力情報は各情報を出力する処理の業務委託の有無による)
119	—		53	「(7) 項番25「口座名義人(カナ)」を追加

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
120	5 3	(1) ① イ. 住宅改修費の場合、住宅改修着工年月を設定する。 複数の住宅改修費の請求があり、住宅改修着工年月が異なる場合は、基本情報レコードを分けて作成する。	同	(1) ① イ. 住宅改修費の場合、領収書記載年月を設定する。 複数の住宅改修費の請求があり、領収書記載年月が異なる場合は、基本情報レコードを分けて作成する。
121	5 4	(3) 緊急時施設療養費情報レコード・～省略～	同	(3) 緊急時施設療養費情報レコード・～省略～
122	5 4	(4) ②～省略～ ・複数のレコードに同じ傷病名がある場合は、傷病名が同じレコードは続けて設定する（識別番号は昇順である必要はない）。	5 5	(4) ②～省略～ ・複数のレコードに同じ傷病名がある場合は、傷病名が同じレコードは続けて設定する。（識別番号は昇順である必要はない）
123	5 5	イ. 2レコード目以降で傷病名が空白の場合は、直前レコードと同一の傷病名と見なす。	同	イ. 2レコード目以降で傷病名が空白の場合は、直前レコードと同一の傷病名とみなす。
124	5 6	(2) ②～省略～（今回分だけの支給金額。）	同	(2) ②～省略～今回分だけの支給金額）
125	5 6	(2) ③～省略～保険者が設定した支給金額のチェックを行わずに給付実績に登録する（但し、マイナス値のチェックは行なう）。	5 6-1	(2) ③～省略～保険者が設定した支給金額のチェックを行わずに給付実績に登録する。（但し、マイナス値のチェックは行なう）
126	—		5 6-1	「(7) 項番 2 3 「口座名義人（カナ）」を追加
127	5 7	3. 1. 7 認定調査委託料支払一覧表情報 (2) ～省略～（チェックしない。）	同	3. 1. 7 認定調査委託料支払一覧表情報 (2) ～省略～（チェックしない）
128	5 8	(4) チェック仕様 ア. ① ◎：システム処理上、データの主キー（当該情報を一意に定める項目）、準キー（主キーではないが変更できない項目）として扱われる項目に対する検査。	同	(4) チェック仕様 ア. ① ◎：システム処理上、データの主キー（当該情報を一意に定める項目）、準キー（主キーではないが変更できない項目）として扱われる項目に対する検査

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
129	58	(4) チェック仕様 ア.① ●:システム処理上、データの主キー、準キーの何れとも扱われない項目に対する検査。	同	(4) チェック仕様 ア.① ●:システム処理上、データの主キー、準キーの何れとも扱われない項目に対する検査
130	58	(4) チェック仕様 ア.① ○: システム処理上、データの主キー、準キーの何れとも扱われない項目に対する検査。	同	(4) チェック仕様 ア.① ○: システム処理上、データの主キー、準キーの何れとも扱われない項目に対する検査
131	58	(4) チェック仕様 イ.③ 03: ~省略~正しいとする検査項目。 04: ~省略~正しいとする検査項目。 07: ~省略~その他の特殊な検査。(詳細は欄外に記載)	同	(4) チェック仕様 イ.③ 03: ~省略~正しいとする検査項目 04: ~省略~正しいとする検査項目 07: ~省略~その他の特殊な検査(詳細は欄外に記載)
132	—		58-1	「(5) 項番10「口座名義人(カナ)」を追加
133	61	(1) ① イ. 受給者台帳が終了している場合、共同処理用受給者情報も終了していると判断されるため、“終了”を設けていない。	同	(1) ① ア. 受給者台帳が終了している場合、共同処理用受給者情報も終了していると判断されるため、“終了”を設けていない。
134	62	⑩ 項番8「世帯所得区分コード」が1: 低所得者等以外であり、~省略~また、項番8「世帯所得区分コード」が1: 低所得者等以外であり~省略~	同	⑩ 項番8「世帯所得区分コード」が1: 一般であり、~省略~また、項番8「世帯所得区分コード」が1: 一般であり~省略~
135	64	(5) チェック仕様 ア.① ◎: システム処理上、データの主キー(当該情報を一意に定める項目)、準キー(主キーではないが変更できない項目)として扱われる項目に対する検査。	同	(5) チェック仕様 ア.① ◎: システム処理上、データの主キー(当該情報を一意に定める項目)、準キー(主キーではないが変更できない項目)として扱われる項目に対する検査

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
136	64	(5) チェック仕様 ア.① ●:システム処理上、データの主キー、準キーの何れとも扱われない項目に対する検査。	同	(5) チェック仕様 ア.① ●:システム処理上、データの主キー、準キーの何れとも扱われない項目に対する検査
137	64	(5) チェック仕様 ア.① ○:システム処理上、データの主キー、準キーの何れとも扱われない項目に対する検査。	同	(5) チェック仕様 ア.① ○:システム処理上、データの主キー、準キーの何れとも扱われない項目に対する検査
138	64	(5) チェック仕様 イ.③ 03:~省略~正しいとする検査項目。 04:~省略~正しいとする検査項目。 07:~省略~その他の特殊な検査。(詳細は欄外に記載)	同	(5) チェック仕様 イ.③ 03:~省略~正しいとする検査項目 04:~省略~正しいとする検査項目 07:~省略~その他の特殊な検査(詳細は欄外に記載)
139	67		同	連番7に以下の内容を追加 <02数値検査> ○ <07特殊検査> ○※1
140	—		67	「(1) 項目別妥当性及び項目間関連検査に付された* nの説明」を追加
141	67	(1) 項目間関連検査の説明	同	(2) 項目間関連検査の説明
142	68	3.2.1 (4) ~省略~ (運用上の取り決めによる。)	同	3.2.1 (4) ~省略~ (運用上の取り決めによる)
143	70	④ 項番14「増減単位」	同	④ 項番14「増減単位数」
144	71	②~省略~5「被保険者氏名」 ~省略~	同	②~省略~5「被保険者氏名(漢字)」~省略~
145	71	②~省略~ (データが省略されているわけではなく、帳票印刷時に空白としている。)	同	②~省略~ (データが省略されているわけではなく、帳票印刷時に空白としている)

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
146	7 1	⑤ 低：所得区分が“低所得者等以外”である	同	⑤ 般：所得区分が“一般”である 以下の内容を追加 現：所得区分が“現役並み所得相当”である
147	7 2	⑤（出力例3） 世帯の所得区分が“低所得者等以外”～省略～“低，市，合，緩2，自”全ての明細レコードに上記例の形式で出力される。	同	⑤（出力例3） 世帯の所得区分が“一般”～省略～“般，市，合，緩2，自”全ての明細レコードに上記例の形式で出力される。
148	7 2	（4）～省略～（2ヶ月分をまとめて送付する等。）	同	（4）～省略～（2ヶ月分をまとめて送付する等）
149	7 2	（6）～省略～（給付対象とならない。）	同	（6）～省略～（給付対象とならない）
150	7 6	4 資格系保険者共同処理	同	4 資格系保険者共同処理（平成27年6月処理分まで）
151	8 0	（6）③ 決定前：事業者からの請求情報。 決定後：審査決定後の情報。	同	（6）③ 決定前：事業者からの請求情報 決定後：審査決定後の情報
152	8 0	（7）緊急時施設療養費情報レコード・所定疾患施設療養費等情報レコード	同	（7）緊急時施設療養費情報レコード・所定疾患施設療養費等情報レコード
153	8 2	（2）緊急時施設療養費情報レコード・所定疾患施設療養費等情報レコード	同	（2）緊急時施設療養費情報レコード・所定疾患施設療養費等情報レコード
154	8 3	（3）⑦ 現物の場合、未設定。 償還の場合、“3411”。	同	（3）⑦ 現物の場合、未設定 償還の場合、“3411”
155	8 3	（7） 本国保連合会保有給付実績情報のファイルは～省略～給付実績が格納される。	同	（7） 本国保連合会保有給付実績情報のファイルは～省略～給付実績が格納される。保険者システムでは、②、①の順に取り込む。
156	8 4	給付実績交換処理について	同	5. 3 給付実績交換処理について
157	8 4	5. 2. 2 給付実績交換処理（保険者から国保連合会への償還払給付実績の提供）の目的	同	5. 3. 1 給付実績交換処理（保険者から国保連合会への償還払給付実績の提供）の目的

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
158	付-1		同	レコード項目に以下の内容を追加 「明細情報（住所地特例）」